

## 令和7年第6回三郷市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年6月25日（水） 午後2時00分から4時00分

2. 開催場所 農業委員会議室（7階）

3. 議長 岡庭 丈夫（会長）

4. 出席委員（14人）

| 席次 | 氏 名   | 出欠 | 席次 | 氏 名    | 出欠 |
|----|-------|----|----|--------|----|
| 1  | 岡庭 早苗 | 出  | 10 | 石井 昌明  | 出  |
| 2  | 宮田 正久 | 出  | 11 | 恩田 純男  | 出  |
| 3  | 牧野 和美 | 出  | 12 | 戸邊 勲   | 出  |
| 4  | 秋谷 直邦 | 出  | 13 | 大熊 陽子  | 欠  |
| 5  | 島根 至代 | 出  | 14 | 岡庭 丈夫  | 出  |
| 6  | 江川 直美 | 出  | 推進 | 中村 清隆  | 出  |
| 7  | 染谷 義人 | 出  | 推進 | 吉野 善一郎 | 出  |
| 8  | 大久保貴章 | 出  | 推進 | 鈴木 敏弘  | 出  |
| 9  | 島根 幸一 | 出  | 推進 | 藤田 裕衛  | 出  |

5. 議事日程

第1 開会宣告

第2 会長挨拶

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告第1号 農地改良届出について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請書の取下げ願いについて

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について（4条 市）

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について（5条 市）

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第4号 生産緑地の取得のあっせんについて

議案第5号 農地改良等の取扱要綱（平成12年農委告示第4号）の一部改正について

第6 その他

(1) 審議会、協議会の報告について

(2) その他

## 第7 閉会宣告

### 6. 農業委員会事務局職員（会議書記）

事務局長 萩原 克己

次 長 菊池 智司

係 長 奥村 正幸

### 7. 会議の概要

|              |                                                                                                                                                                  |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 戸邊           | 委員の皆様、皆様こんにちは。                                                                                                                                                   |
| 会長職務代理       | ただいまから令和7年6月農業委員会総会の開催に当たりまして、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします。                                                                                                          |
| 会長<br>(以下議長) | (開会の宣言及び開会の挨拶)                                                                                                                                                   |
| 議長           | なお、本日の出席委員は大熊委員が都合により欠席となっておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。<br>それでは、会議規則第13条第2項の規定により署名委員の指名をいたします。<br>10番 石井昌明委員、11番 恩田純男委員、お願いいたします。<br><br>(本人承諾の返事) |
| 議長           | それでは、次第に従いまして、順次進めてまいりたいと思います。<br>まず、報告事項の朗読を事務局をお願いいたします。                                                                                                       |
| 事務局          | (報告事項読み上げ)                                                                                                                                                       |
| 議長           | ありがとうございます。<br>報告事項につきましてはお目通しをいただきまして、何かございましたら後ほど事務局までお願いをいたします。                                                                                               |
| 議長           | 続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて」を上程いたします。<br>それでは、議案第1号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。                                                                     |
| 事務局          | 議案第1号1番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「市助字江戸川〇〇番」、地目「畑」、面積「〇〇㎡」、申請理由「売買」。<br>なお、こちらの案件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、                                |

許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は江川委員の担当でございます。江川委員に内容説明をお願いいたします。

江川委員

ただいまから議案第1号1番の説明をいたします。

申請人の住所・氏名、土地の表示、理由、経営面積につきましては、事務局からの説明どおりでございますので、省略させていただきます。

(申請地について説明)

なお、登記、現況とも畑となっております。

また、申請地の隣地西側は譲受人が現在所有、耕作する畑があり、今後は一体利用が可能となります。

(作付計画、譲受人、経営状況、従事日数、経営農地、農機具の保有状況について説明)

特段の問題はないかと存じますが、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第1号1番に賛成の方、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

|        |        |
|--------|--------|
| 1 番 売買 | (全員賛成) |
|--------|--------|

議長

続きまして、議案第1号2番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第1号2番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「彦糸2丁目〇〇番」、地目「田」、

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>面積「〇〇㎡」、申請理由「家庭内贈与」。</p> <p>なお、こちらの案件については、農地法第3条第2号各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長     | <p>ありがとうございます。</p> <p>この案件は染谷委員の担当でございます。染谷委員に内容説明をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 染谷委員   | <p>ただいまから議案第1号2番の説明をいたします。</p> <p>申請人の住所・氏名、土地の表示、理由、経営面積は、事務局からの説明どおりでございますので、省略させていただきます。</p> <p>なお、この案件につきましては、令和6年8月総会において申請地、譲受人、譲渡人など、申請内容が同一である3条許可申請があり、当時、今回と同じ持ち分2分の1の贈与のご承認を総会でいただいておりますが、今回の申請はその残りの持ち分2分の1を贈与するものでございます。</p> <p>（申請地、作付計画、譲受人、農業従事者、従事日数、経営農地、農機具の保有状況について説明）</p> <p>特段の問題はないかと存じますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> |
| 議長     | <p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま議案第1号2番について説明が終わりました。</p> <p>ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>島根幸一委員。</p>                                                                                                                                                                                                                                        |
| 島根幸一委員 | <p>（挙手により質問）</p> <p>すみません。一通り機械あるということは、自作で作っているということでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 染谷委員   | <p>私に、3月にお話が来て、作っていただけないかということで作っております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 島根幸一委員 | <p>分かりました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長     | <p>ほかにごございますか。</p> <p>【挙手なし】</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議長     | <p>質疑を打ち切ります。</p> <p>採決をいたします。</p> <p>議案第1号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                       |

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

2 番 家庭内贈与 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第 2 号の上程前にビデオ上映に入りますので、事務局で準備をお願いいたします。

【議案第 2 号、第 3 号に係る申請地のビデオ上映】

議長

それでは、再開をいたします。

議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。

なお、今月内容調査会を行った案件について報告をいたします。

今月は、議案第 2 号 1 番及び 2 番、さらに議案第 3 号 1 番、2 番、6 番につきまして内容調査会を開催しております。

それでは、議案第 2 号 1 番ですが、2 番と関連がございますので、一括して審議をさせていただきます。

それでは、議案第 2 号 1 番並びに 2 番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第 2 号 1 番、申請人住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「上口 1 丁目 〇〇番」外他 4 筆、地目「全て田」、面積「合計 〇〇㎡」、申請目的「駐車場」。

議案第 2 号 2 番、申請人住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「上口 1 丁目 〇〇番」外 2 筆、地目「全て田」、面積「合計 〇〇㎡」、申請目的「駐車場」。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね 10ha 未満であるため、第 2 種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は宮田委員の担当でございます。宮田委員に内容説明をお願いいたします。

宮田委員

それでは、ただいまから議案第 2 号 1 番、2 番の説明をさせていただきます。

土地の表示、施設概要につきましては、先ほど事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

(申請人、申請地について説明)

こちらの駐車場ですが、水路を挟んで北側と南側にそれぞれ駐車場を設けますが、これは水路があるため、北と南の駐車場は車で往来ができないために、2つの許可申請となっております。また、南側には宅地がありますが、それを一体利用として法人に一括貸付けとなります。

(借主について説明)

申請理由といたしましては、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

こちらの土地につきましては、営業所から申請地までは1 kmで、3分です。

利用計画といたしましては、先ほど申し上げました北側の駐車場で、軽自動の貨物のバンとかトラック、南側では同じく59台というふうになっております。

続きまして、被害防除ですが、北側の駐車場は、出入口となります北側には、出入口以外は土留めコンクリート板3段、単管パイプ1.3 m、農地に隣接している東側、西側は、土留めコンクリート板3段、単管パイプ1.3 m、水路に隣接通している南側は、土留めコンクリート板3段、単管パイプ1.3 m、新設コンクリート打設ですね。水路上に1.7 m、奥行き3.4 mの連絡通路を設置するという事です。続きまして、南側の駐車場は先ほどと反対となり、水路に隣接している北側は、土留めコンクリート板3段、単管パイプ1.3 m、新設コンクリート打設、農地に隣接している東側、西側は、土留めコンクリート板3段、単管パイプ1.3 m、出入口となります南側には、出入口以外は土留めコンクリート板3段、単管パイプ1.3 mとなります。また、北側、南側の駐車場とも、出入口は幅10 m、奥行き10 mのコンクリート舗装+停止線、キャスターゲートを設置、会社看板とアイドリングストップ看板4か所設置いたします。敷地内は砂利敷きで、雨水自然浸透となっております。

以上が被害防除の説明でございます。

その他でございますが、誓約書を頂いております。

(資金計画について説明)

農地区分は第2種農地です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号1番並びに2番の説明が終わりました。

ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

江川委員。

江川委員

(挙手により質問)

先ほどの理由書のところで、2番のほうの面積なんですけれども、ちょっと数字が違ったような気がするんですけれども。

|      |                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宮田委員 | そちらのほうは、南側のほうですよ。                                                                                                                                                                                                                  |
| 江川委員 | はい。                                                                                                                                                                                                                                |
| 宮田委員 | 南側のほうは、説明も一部入っていたと思うんですが、この農地のほかに農業用倉庫が宅地としてあります。これはもう許可の範囲内かと思うんですが、これを一体利用するという事で、その分が増えた数字になります。                                                                                                                                |
| 江川委員 | 分かりました。                                                                                                                                                                                                                            |
| 宮田委員 | 説明が足りませんでした。すみません。                                                                                                                                                                                                                 |
| 江川委員 | とんでもないです。                                                                                                                                                                                                                          |
| 議長   | ほかにございますか。                                                                                                                                                                                                                         |
|      | 【挙手なし】                                                                                                                                                                                                                             |
| 議長   | あと、止める車の台数が合計で出したはず。出しました、合計。車の2か所の申請で、止める車の台数が合計で出していますね。                                                                                                                                                                         |
| 宮田委員 | 合計で出しています。                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長   | 議案別をお願いできればと思いますが。                                                                                                                                                                                                                 |
| 宮田委員 | <p>分かりました。</p> <p>まず、第2号の1番のほうは、4 tトラックが3台、あと普通車というんですかね、軽トラックとかバンとか、あと軽トラックとか、そういうものの合計で77台です。</p> <p>続きまして、2号の2番のほうは、4 tトラックが2台、あと先ほど申し上げた軽貨物自動車とか小型貨物自動車等で57台で、59台になりますかね。トラックと普通車で59台。先ほどの1号のほうは、3台に77で80台ですね。合計で139ということ。</p> |
| 議長   | <p>ありがとうございます。ということです。</p> <p>ほかにございますか。</p> <p>【挙手なし】</p>                                                                                                                                                                         |
| 議長   | 質疑を打ち切ります。                                                                                                                                                                                                                         |

採決をいたします。

採決につきましては議案ごとに行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第2号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

1 番 駐車場 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第2号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

2 番 駐車場 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。

それでは、議案第3号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号1番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利の種類「所有権」、土地の表示「花和田字関内〇〇番」、地目「畑」外1筆、面積「合計〇〇㎡」、申請目的「駐車場用地」。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は島根至代委員の担当でございます。島根委員に内容説明をお願いいたします。

島根至代委員

それでは、ただいまから議案第3号1番の説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要、現地の説明につきましては、先ほど事務局の説明どおりでございますので、省略させてい

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>たきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。</p> <p>（譲受人について説明）</p> <p>申請内容ですが、転用目的が駐車場で、申請理由といたしましては、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。</p> <p>（理由書朗読）</p> <p>続きまして、会社から申請地までの距離及び時間ですが、三郷工場から申請地は約１ｋｍ、車で３分です。</p> <p>利用計画といたしましては、車用トラック１４台、運転手用車両、普通車１４台を置くことになっております。</p> <p>続いて、被害防除ですが、北側、道路と隣接、新設ブロック４段積み、単管パイプ高さ１．２ｍ設置、東側、畑と隣接部分、新設ブロック２段積み、単管パイプ高さ１．２ｍ設置、東側、宅地と隣接部分、新設ブロック２段積み、単管パイプ高さ１．２５ｍ設置、南側、道路と隣接、出入口以外新設ブロック２段積み、単管パイプ高さ１．３５ｍ設置、西側、雑種地、宅地と隣接、新設ブロック２段積み、単管パイプ高さ１．２ｍ設置、出入口幅８ｍ、奥行き５ｍを飛散防止舗装、出入口付近に停止線、会社看板、場内にアイドリングストップ看板２か所、敷地内碎石敷き、雨水宅内自然浸透、民家のほうを前向き駐車をお願いしました。</p> <p>以上が被害防除の説明でございます。</p> <p>その他でございますが、誓約書を頂いております。</p> <p>（資金計画について説明）</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> |
| 議長     | <p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま議案第３号１番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。</p> <p>鈴木委員。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 鈴木委員   | <p>（挙手により質問）</p> <p>すみません。こちらのトラックって、取り扱っている商品がグリースとか油脂回収ということで、油とかそういったほうの、自然浸透ということでしたので…</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 島根至代委員 | <p>トラックを置くんです。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 鈴木委員   | <p>トラックというか、その油脂回収車みたいなトラックですよ。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 島根至代委員 | <p>はい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 鈴木委員   | <p>そちらのほうを置くに当たって、積載した油が漏れて、地表のほうに漏れるこ</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|        |                                                                                                    |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | とはないのかなと思いました。                                                                                     |
| 島根至代委員 | 平ボディの車に油脂の入ったタンクを乗せる。                                                                              |
| 鈴木委員   | 一斗缶とかそういうのではなくて、専用の。                                                                               |
| 島根至代委員 | 専用のって言われていましたよね。                                                                                   |
| 議長     | ええ。油が漏れないタンクを車に乗せて運ぶという形になります。                                                                     |
| 島根至代委員 | コンビニで出た油です。揚げ物やった油とかですよ。                                                                           |
| 鈴木委員   | 分かりました。じゃ、一斗缶とかを平ボディに乗っけるというイメージではないですね。                                                           |
| 島根至代委員 | はい。                                                                                                |
| 鈴木委員   | 分かりました。                                                                                            |
| 議長     | ほかにございますか。                                                                                         |
|        | <b>【挙手なし】</b>                                                                                      |
| 議長     | 質疑を打ち切ります。<br>採決をいたします。<br>議案第3号1番に賛成の方、挙手をお願いいたします。                                               |
|        | <b>【全員挙手】</b>                                                                                      |
| 議長     | ありがとうございます。<br>採決の結果、全員賛成でございます、原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。                                  |
|        | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 1番 駐車場用地 (全員賛成) </div> |
| 議長     | 続きまして、議案第3号2番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。                                                              |
| 事務局    | 議案第3号2番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「栄4丁目〇〇番」、地目「田」外2                           |

筆、面積「合計〇〇㎡」、申請目的「駐車場用地」。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は島根幸一委員の担当でございます。島根委員に内容説明をお願いいたします。

島根幸一委員

それでは、ただいまから議案第3号2番の説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要、現地の説明につきましては、先ほど事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

（譲受人について説明）

申請内容ですが、転用目的が駐車場用地で、申請理由といたしましては、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

（理由書朗読）

続きまして、本社から申請地までは1.5km、5分です。

利用計画といたしましては、ミキサー車、ダンプ、ユニック車合わせて29台の駐車場となっております。

続きまして、被害防除ですが、東側、水路と隣接、新設プレキャストウオール、新設鋼板塀3m、東側、水路と隣接、新設プレキャストウオール、出入口以外新設鋼板塀3m、南側、水路と隣接、新設プレキャストウオール、新設鋼板塀3m、西側、雑種地と隣接、新設プレキャストウオール、新設鋼板塀3m、出入口、幅12m、奥行き6mコンクリート打設、ここにはアコーディオンフェンスがつきます。ちなみに、東西南北、鋼板塀の間約10m間隔で透明板を設置することです。出入口に水路占用あり、水路占用部分に幅10m、奥行き3mのコンクリート打設、水路部分につきましてはメッシュフェンスを設置することです。出入口付近に停止線、会社看板、場内にアイドリングストップ看板設置2か所、敷地内碎石敷き、雨水宅内自然浸透とのことことです。

以上が被害防除の説明でございます。

そのほかでございますが、誓約書を頂いております。

（資金計画について説明）

農地区分は第2種農地です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号2番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。  
採決をいたします。  
議案第3号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。  
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

2番 駐車場用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号3番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号3番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「使用貸借」、土地の表示「幸房字上三尺道外〇〇番」、地目「畑」外1筆、面積「合計〇〇㎡」、申請目的「自己用専用住宅」。  
申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。  
以上です。

議長

ありがとうございます。  
この案件は石井委員の担当でございます。石井委員に内容説明をお願いいたします。

石井委員

それでは、議案第3の3番について説明をさせていただきます。  
譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、事務局の説明どおりでございますので、省略をさせていただきます。また、現地につきましてもビデオどおりでございますので、省略をいたします。  
(申請人について説明)  
申請内容ですが、転用目的が自己用専用住宅となります。  
続きまして、利用計画について説明をいたします。  
木造2階建て専用住宅1棟、建築面積が〇〇㎡、1階床面積が〇〇㎡、2階床面積が〇〇㎡となっております。また、駐車スペースが自家用2台と来客用1台の3台分を確保しております。そのほかといたしまして、駐輪スペースを確保する予定となっております。

次に、被害防除ですが、北側は水路と隣接しており、新設コンブロ 2 段積み、東側は田んぼと隣接しており、新設コンブロ 5 段積み、南側は道路と隣接しており、出入口のために特になし、西側は宅地と隣接していて、一部新設コンブロ 2 段積みで、隣地に一部万年堀がございます。また、汚水は合併浄化槽 5 人槽で、処理後北側水路に放流、雨水は雨水ますを設置して北側の水路に放流します。

誓約書も提出されております。

(資金計画について説明)

農地区分は第 2 種農地です。

また、開発許可の要件につきましては、市街化調整区域に長期に居住する親族のための自己用住宅ということでございます。

最後に、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第 3 号 3 番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第 3 号 3 番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

|             |        |
|-------------|--------|
| 3 番 自己用専用住宅 | (全員賛成) |
|-------------|--------|

議長

ここで暫時休憩といたします。

開会時間、3 時 2 0 分をお願いいたします。

【1 9 分暫時休憩】

議長

それでは、再開をいたします。

続きまして、議案第 3 号 4 番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号4番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「使用貸借」、土地の表示「上彦川戸字駒形沖〇〇番」、地目「田」外1筆、面積「合計〇〇㎡」、申請目的「自己用専用住宅」。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は大久保委員の担当でございます。大久保委員に内容説明をお願いいたします。

大久保委員

それでは、ただいまから議案第3号4番の説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要の説明につきましては、事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略させていただきます。

（譲受人について説明）

申請内容ですが、転用目的が自己用専用住宅で、申請理由としまして理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

（理由書朗読）

利用計画としましては、自己用専用住宅1棟2階建て、建築面積〇〇㎡、1階床面積〇〇㎡、2階床面積〇〇㎡、駐車スペース2台分となっております。

続いて、被害防除ですが、北側、宅地と隣接、譲渡人の自宅であり、行き来できるよう何ものなし、東側、畑と隣接、譲渡人の農地であり、行き来できるよう何ものなし、南側、雑種地と隣接、譲渡人の駐車場であり、行き来できるよう何ものなし、西側、道路と隣接、出入口のため何ものなし、雨水は合併浄化槽5人槽で処理後、西側排水路へ放流、雨水は雨水ますを設置し、西側排水路に放流。

以上が被害防除の説明でございます。

その他でございますが、誓約書を頂いております。

農地区分は第2種農地です。

（資金計画について説明）

開発事業要件は、市街化調整区域に長期居住する親族のため、自己用住宅です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号4番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号4番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

4番 自己用専用住宅 (全員賛成)

事務局

続きまして、議案第3号5番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

議案第3号5番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「彦糸2丁目〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「敷地拡張用地」。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は染谷委員の担当でございます。染谷委員に内容説明をお願いいたします。

染谷委員

それでは、ただいまから議案第3号5番の説明をいたします。

譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、先ほど事務局の説明どおりでございますので、省略いたします。また、現地の説明につきましてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

(譲受人について説明)

申請内容は、転用目的が敷地拡張用地です。

申請理由といたしましては、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

利用計画は、現状と同様に排水管を埋設する敷地として利用いたしますとなっております。

被害防除ですが、申請地は隣接する農地のあぜとなっており、排水管は60cm以上下に配管されておりますので、耕作には影響はありません。

そのほかでございますが、誓約書を頂いております。

(資金計画について説明)

議長

農地区分は第2種農地です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

ありがとうございます。

ただいま議案第3号5番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号5番に賛成の方、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

5番 敷地拡張用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号6番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号6番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「花和田字関内〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「駐車場用地」。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は島根至代委員の担当でございます。島根委員に内容説明をお願いいたします。

島根至代委員

それでは、ただいまから議案第3号6番の説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、先ほど事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。

また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

(賃借人について説明)

申請内容ですが、転用目的は駐車場用地で、申請理由といたしましては、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

続いて、被害防除ですが、被害防除の説明をさせていただきます。

北側、水路に隣接、既設鋼板土留め、単管パイプ1.5m設置、東側、農地に隣接、新設コンクリート板柵土留め、単管パイプ1.5m設置、南側、道路に隣接、入り口以外新設コンクリート板柵土留め、単管パイプ1.5m設置、西側、農地に隣接、既設鋼板土留め、新設コンクリート板柵土留め、単管パイプ1.5m設置、出入口、幅7m、奥行き5mのアスファルト舗装、敷地内砂利敷き、会社看板、アイドリングストップ看板2か所。

以上が被害防除の説明でございます。

その他でございますが、誓約書を頂いております。

会社から申請地までの距離及び時間ですが、三郷営業所から約150m、徒歩3分です。

利用計画といたしましては、社用車14台、社員用車両22台となっております。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、牧野委員。

牧野委員

(挙手により質問)

権利種類が賃貸借になっていますが、坪単価はお幾らか教えていただけますか。

島根至代委員

すみません。事務局。

事務局

ちょっとお待ちください。

1か月〇〇円となっております。

牧野委員

ありがとうございました。

議長

ほかにございますか。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号6番に賛成の方、挙手をお願いいたします。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>【全員挙手】</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長     | <p>ありがとうございます。</p> <p>採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|        | <div>5 番 駐車場用地 (全員賛成)</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長     | <p>続きまして、議案第 4 号「生産緑地の取得のあっせんについて」を上程いたします。</p> <p>それでは、議案第 4 号 1 番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局    | <p>議案第 4 号 1 番について説明いたします。</p> <p>本日お配りしました議案第 4 号関係資料をご覧ください。</p> <p>こちらの議案は、三郷市長より生産緑地の取得のあっせんについて農業委員会に依頼がありまして、それを受けまして、農業委員会としてのあっせんの業務となります。</p> <p>あっせんの対象者、方法は近隣農業従事者となり、申請地であります彦川戸〇〇付近の農家組合長さんへ回覧案内文書の送付を考えております。</p> <p>その他でございますが、面積買取り希望価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>総会でご承認いただきましたら、農家組合長さんに文書送付を行い、結果につきましては来月の総会でご報告したいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 議長     | <p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま議案第 4 号 1 番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 宮田委員   | <p>宮田委員。</p> <p>(挙手により質問)</p> <p>よろしいですか。これ質問というか確認なんです、この買取り希望価格というのは、あくまでも本人の希望価格ということでよろしいわけですね。</p>                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局    | <p>そうですね。申出金額です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 宮田委員   | <p>分かりました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長     | <p>ほかにございますか。</p> <p>島根幸一委員。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 島根幸一委員 | <p>(挙手により質問)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

私もこの買取り希望価格というのを何回かお願いして、皆さんに聞いて、農家組合の会長さんに持って行ったことあるんですけども、今回でいえば〇〇万円、数間違っていないければ。実際に今まで何回かこういう資料を配られていると思うんですけども、大体不調に終わりというような話ばかりだと思うんですけども、実際のところは幾らぐらいで売買されているとかというのは何か資料はあるんでしょうか。であるならば、これももうちょっとそんな感じでどうですかとかというのはあってもいいと思うんですけども、そこら辺はどうでしょうか。何か異様に希望価格というのは高いですよ。高いというか、相場なんだろうけれども、その辺はどうでしょうか。今までののは、こんな高く売れないから持ってくるんですよ、どこかにね。農家の人に初めにこれは買ってくださいと来るのであればと思うんですけども。

議長                   あくまでもこの金額というのは本人からの希望価格ですから、本人がこのように希望しているものを下げた値段ということはちょっと厳しい。

島根幸一委員       その後、業者をお願いするんだと思うんですけども、そのときの値段の差というのは把握はしていないということで。

議長                   していないです。

島根幸一委員       分かりました。すみません。

議長                   あくまでもその申請者の希望の値段です。

島根幸一委員       分かりました。

議長                   ほかにございますか。

**【挙手なし】**

議長                   それでは、質疑を打ち切ります。  
採決をいたします。  
議案第4号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【全員挙手】**

議長                   ありがとうございます。  
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

議長                   続きまして、議案第5号「農地改良等の取扱要綱（平成12年農委告示第4号）

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | <p>の一部改正について」を上程いたします。</p> <p>それでは、議案第5号1番について、事務局に説明をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局          | <p>議案第5号1番について説明いたします。</p> <p>議案第5号参考資料をご覧ください。</p> <p>7月1日より、通称盛土規制法により、盛土等については県の許可が必要になります。農地改良も盛土等を行うため規制の対象になりますが、埼玉県では2番に書いておりますとおり、通常の営農行為というものを定めまして、盛土規制法の対象外とすることになりました。具体的には、農地改良で1mまでの盛土は通常の営農行為になり、盛土規制法の許可は不要となります。</p> <p>3番の主な改正内容についてですが、併せて農地改良の取扱要綱案をご覧いただきますと、第2条に通常の営農行為等を定めました。また、3条2項が届出についての要件になりますが、これまでの要件に営農基準以下の高さであることを追加いたしました。</p> <p>今後の事務処理上の取扱いは、面積が1,000㎡未満で、工事期間が1か月以内+1m以下の盛土であることを確認することになります。そのほか、県の規定に併せて赤字で記載のとおり修正したいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 議長           | <p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま議案第5号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問等あれば挙手にてお願いしたいと思います。</p> <p>代理からお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 戸邊<br>会長職務代理 | <p>(挙手により質問)</p> <p>よく分からない。今まではたしか20cmか30cmまでですよ。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 事務局          | <p>はい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 戸邊<br>会長職務代理 | <p>今度1mまで盛っちゃってもいいということ、逆に。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事務局          | <p>そうですね。1mまではその規制の範囲内ということで可能です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 戸邊<br>会長職務代理 | <p>1mのできるんですかね。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局          | <p>そうですね。1mまででしたら。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長           | <p>宮田委員。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|        |                                                                           |
|--------|---------------------------------------------------------------------------|
| 宮田委員   | (挙手により質問)<br>上限1 mということなんですが、基準はどこから1 m。                                  |
| 事務局    | 1 mは、現況の農地から1 mです。現況。                                                     |
| 宮田委員   | 現況の農地から1 m。今までは道路の低いほうから30 cmでしたよね。2つ道路接していた場合、道路から30 cmでしたよね。今、現農地から1 m。 |
| 事務局    | はい。1 mまでは。                                                                |
| 宮田委員   | ということは、道路から1 mということではない。盛土規制法的に言えば1 mだけれども、農地転用的には畑だったら隣接から30 cm。         |
| 事務局    | 1つ抜けていました。道路から30 cm未満です。                                                  |
| 宮田委員   | それは、やっぱりこのまま。                                                             |
| 事務局    | そのまま残っています。                                                               |
| 宮田委員   | 道路から30 cmは継続で。                                                            |
| 事務局    | 深いところから1 mです。                                                             |
| 宮田委員   | 深いところからだったら1 mまではいいと。                                                     |
| 事務局    | はい。道路から30 cmです。                                                           |
| 宮田委員   | じゃ、1 m以上深いところは道路まで届かないということですね。                                           |
| 事務局    | そうですね。                                                                    |
| 島根至代委員 | 田んぼですよ。田んぼだったら1 m分かかりますよね。                                                |
| 事務局    | はい。                                                                       |
| 議長     | 質疑を打ち切ります。<br>採決をいたします。<br>議案第5号1番に賛成の方は挙手をお願いします。                        |

|       |                                                                                                                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | <p>【全員挙手】</p>                                                                                                                                                           |
| 議長    | <p>ありがとうございます。</p> <p>採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。</p>                                                                                                              |
| 議長    | <p>ここで暫時休憩いたします。</p> <p>開会時間 4 時 1 0 分。その間に、ほぼ三郷市内田植えも終わってございますので、各地区におきまして耕作放棄地等の情報交換等をお願いしたいと思います。4 時 1 0 分までをお願いしたいと思います。開会時間 4 時 1 0 分で行います。</p> <p>【1 0 分暫時休憩】</p> |
| 議長    | <p>それでは、再開をいたします。</p>                                                                                                                                                   |
| 議長    | <p>それでは、その他の報告事項に移らせていただきます。</p> <p>まず、審議会、協議会でございましたら、挙手にてお願いしたいと思います。</p> <p>【挙手なし】</p>                                                                               |
| 議長    | <p>それでは、続きまして、その他で報告事項ございましたらお願いします。</p> <p>【挙手なし】</p>                                                                                                                  |
| 議長    | <p>それでは、事務局からの連絡事項ということで、これは局長からお願いします。</p>                                                                                                                             |
| 事務局長  | <p>①農業委員会日帰り研修、農地利用適正化活動活性化研修会 8 月 2 1 日</p> <p>②会議日程および開催場所の変更について</p> <p>③ロゴチャットについて</p> <p>④許可後に転用行為を行っていない土地について</p> <p>⑤参議院選挙および市議会議員選挙について</p> <p>以上です。</p>       |
| 議長    | <p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、農業振興課からの連絡事項につきましては、次長からお願いします。</p>                                                                                                         |
| 事務局次長 | <p>①活き活き農業体験講座 実施日未定 石手農園、7 月 5 日 染谷農園</p> <p>②農の社会科見学 7 月 2 6 日 なないろ園芸</p> <p>③農業祭運営委員会 7 月 1 日火曜日 全員協議会室</p> <p>④秋どりえだまめ栽培講習会 7 月 4 日 J A 彦成支店 2 階</p>                |

議長

以上です。

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして今月の総会を閉会とさせていただきます。

それでは、閉会に当たりまして、戸邊代理より閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

戸邊

会長職務代理

長時間にわたりましての慎重なるご審議ありがとうございました。

今月の総会では、農地法3条が2件承認、4条が2件、5条が6件許可相当になりました。また、生産緑地のあっせんについて、農地改良等の取扱要綱の一部改正についてがそれぞれ承認となりました。審議の内容を確認するとともに、円滑なる総会運営にご協力いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、ご挨拶とさせていただきます。

皆様、お疲れさまでした。